

総合評価書「大規模自然災害からの復旧」

1	評価対象政策	1
2	評価実施主体	1
3	評価実施時期	1
4	評価対象期間	1
5	政策の目的	2
6	評価の観点	3
7	政策の具体的内容（災害発生時の支援、災害復旧への取組）	4
	（1）－1 農業施設災害復旧等事業について	
	（1）－2 農業施設災害復旧等事業における災害発生から復旧までの流れ	
	（2）－1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業について	
	（2）－2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業における災害発生から復旧までの流れ	
	（3）災害発生時の支援	
	（4）政策効果の把握の手法	
8	評価対象期間の代表的な災害について	15
	（1）過去に発生した災害	
	（2）代表的な災害	
9	代表的な災害における災害復旧の取組結果・課題	22
	（1）平成30年7月豪雨	
	（2）平成30年北海道胆振東部地震 <small>いぶり</small>	
	（3）令和元年東日本台風等	
	（4）各災害への対応を通じて得られた成果・課題	
10	災害復旧の迅速化に向けた近年の取組	37
	（1）査定前着工の手続の見直し	
	（2）査定関係事務の効率化	
	（3）災害復旧事業の計画変更要件の見直し	
	（4）MAFF-SAT 支援活動の更なる取組	
11	評価結果	41
12	学識経験を有する者の知見の活用	42
13	評価を行う過程において使用した資料、その他の情報	42

1 評価対象政策

(1) 政策分野名

大規模自然災害からの復旧

(2) 政策の概要

被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、災害査定効率化の推進、査定前着工制度の活用を促進し、農地・農業用施設等の早期復旧を進める。

また、被災した地方公共団体等への国の技術職員 (MAFF-SAT) の派遣等により、迅速な早期復旧を支援する。

(3) 政策手段

農業施設災害復旧等事業

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

災害発生時の支援 (国の技術職員派遣等)

2 評価実施主体

大臣官房地方課災害総合対策室 (農村振興局)

【大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課】

3 評価実施時期

令和4年度

4 評価対象期間

平成29年度～令和3年度

5 政策の目的

近年、豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が頻発し、農林水産業に甚大な被害が発生しており、過去 10 か年での農林水産関係被害額の平均は 1 年あたり約 3,000 億円となっている。

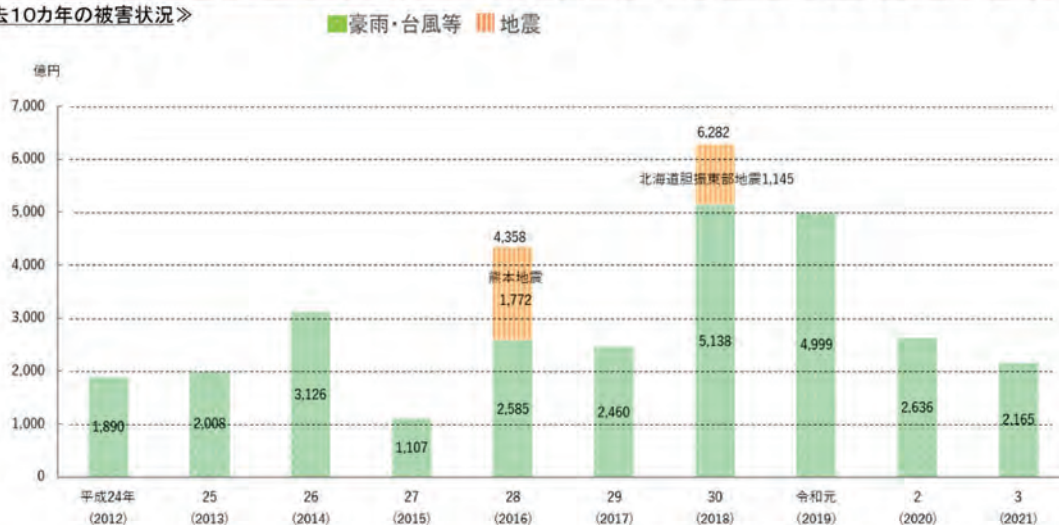
特に、平成 30 年は、7 月豪雨、北海道胆振東部地震等、大規模な自然災害が複数発生し、過去 10 か年で最大の被害額となっている。また、令和元年は東日本台風等による被害が甚大であったため、過去 10 か年で 2 番目の被害額となっており、これらの大規模自然災害からの復旧は極めて重要な課題である。

大規模自然災害からの復旧においては、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であることから、農地・農業用施設や農林水産業共同利用施設の早期復旧等を推進する。

これは、農業者の生活を守るだけでなく、耕作放棄地等の防止や、農家共同による種苗の確保など、農地保全や地域農業の維持の観点においても重要である。

○ 近年、豪雨や台風等の大規模な自然災害が頻発し、農林水産業に甚大な被害が発生。

《過去10カ年の被害状況》



※被害額は、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害を計上。



浸水被害を受けたハウス



浸水した農業用機械



がれき・土砂が流入した農地



山腹崩壊の状況



流木等が堆積した漁港

6 評価の観点

自然災害が激甚化、頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員は減少していることから、事業に着手するまでの災害復旧事務の効率化に加え、速やかな被害把握や復旧工法の検討に向けた国の職員派遣等による技術支援が必要不可欠な状況である。

政策評価は施策の特性に応じた観点から、自ら評価を行うこととされており、本評価では、評価対象期間内に発生した被害が甚大な災害への対応について、主に効率性（災害査定事務等の効率化）及び有効性（災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了の状況）の観点から評価を実施する。

7 政策の具体的内容（災害発生時の支援、災害復旧への取組）

項目7においては、政策の具体的な手段である、災害復旧事業（農業施設災害復旧等事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業）における事業着手までの流れや、災害発生時の支援（被災した地方公共団体等への国の技術職員の派遣等）について記載する。

（1）－1 農業施設災害復旧等事業について

災害が多発化する我が国において、農業者のみで被災施設を適切かつ迅速に復旧することは困難であるため、法（※）に基づき、暴風、洪水、高潮、地震等の自然災害により被害を受けた農地及び農業用施設（水路、ため池、農道等）の災害復旧事業に要する費用について国が補助することにより、被災した地域の農業の維持、農業経営の安定に寄与するものである。

基本補助率は、農地 50%、農業用施設 65%であるが、農家1戸当たりの復旧事業費に応じて高率補助が適用される。激甚災害に指定された場合、補助残の部分について補助の嵩上げが適用される。




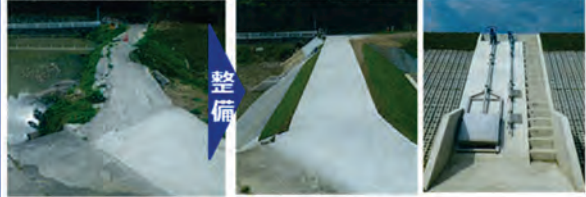
復旧方針は、被災した施設を原形に復旧することを目的としているが、被災地の状況に応じて、単に原形復旧を目指すのではなく、再度災害防止と生産性向上の一体的な実施の取組を行っている。

※ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

【年度別予算】 (単位：百万円)

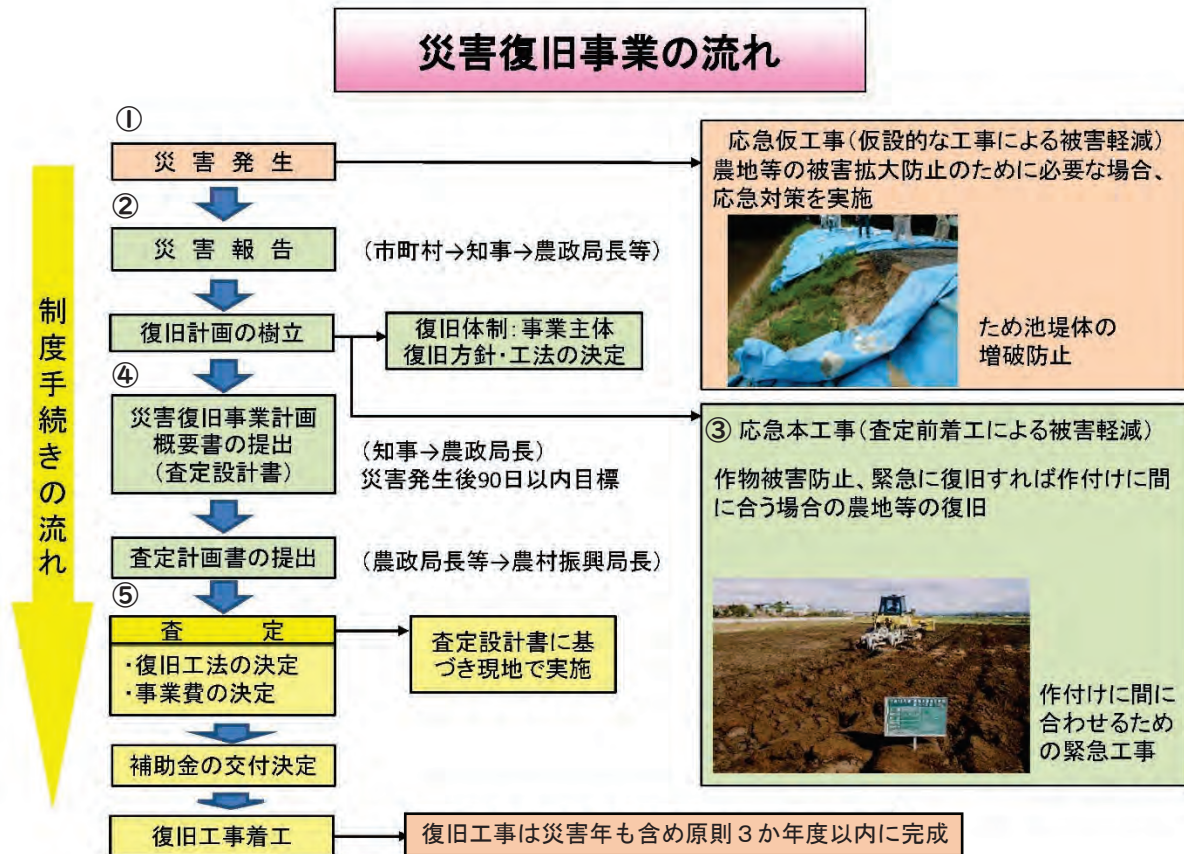
	当初	補正
平成 29 年度	8,163	18,958
平成 30 年度	8,163	58,714
令和元年度	8,303	60,033
令和 2 年度	8,314	101,676
令和 3 年度	8,415	53,957

【事業イメージ】

1. 農業施設災害復旧事業	2. 農業施設災害関連事業
被災した農地・農業用施設の早期復旧	再度災害防止のための施設改築・補強等
<ul style="list-style-type: none">●農地法面の復旧例  <ul style="list-style-type: none">●ため池の復旧例  <ul style="list-style-type: none">●水路の復旧例 	<ul style="list-style-type: none">●復旧と併せた区画整備例  <ul style="list-style-type: none">●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例  <ul style="list-style-type: none">●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例 

(1) - 2 農業施設災害復旧等事業における災害発生から復旧までの流れ

災害復旧事業を災害発生から復旧までの段階ごとに示すと、以下のとおりである。
 なお、災害の復旧工事については、災害が発生した年を含めて原則3か年度以内に完了することとしている。



① 災害発生 (直後)

災害が発生した際には、まず自治体等において被害状況を確認する。その際、二次災害の防止や用水の確保など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体 (都道府県・市町村等) の判断で査定前着工として応急仮工事を実施できる。

応急工事の実施例(応急仮工事)

○早期営農のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

道路谷側の既設練積ブロックが崩壊したため、道路に段差が発生し、耕作者等の通行が不可能となった。



○応急工事の説明

道路谷側に大型土のうを設置して段差を解消するとともに、路面に砂利を敷設し、耕作者等の通行が可能となった。

② 災害報告（発生後3週間程度）

被害が発生した場合は、市町村、土地改良区、その他の施設の管理者は直ちに被災地域を調査し、被災した施設名、箇所数、被害額を把握する。市町村は所管地域内の被害を取りまとめて都道府県に報告し、都道府県は、その管内の被害を取りまとめて農林水産省農村振興局長及び地方農政局長に報告する。

被害が判明したものから速報的に順次報告を行い、当該災害の被害総額等を確認したときは遅滞なく被害報告書を作成し、農村振興局長及び地方農政局長に報告することとしている。

被害報告の期限については特に限定されていないが、災害復旧の緊急性に鑑み被害総額を災害発生後3週間以内に報告することが望ましいものとしている。

また、一都道府県の被害推定額が10億円以上の場合は、災害概要報告書を災害発生後1週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出することとしている。

被害報告額は、激甚災害指定の基礎や復旧事業所要額の推定等の資料としている。

③ 査定前着工（応急本工事）

農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前に応急本工事を実施することが可能である。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となるが、土砂の撤去等については、事業主体の判断で復旧工事に着手可能で

ある。

応急工事の実施例(応急本工事)

○2次災害防止のための応急工事【水路】



○被災状況の説明

ガレキが排水路の通水を阻害している。

○応急工事の説明

排水路のガレキ除去

④ 災害復旧事業計画概要書(査定設計書)の提出(発災から概ね3か月以内)

被災地域の関係者は、事業主体、復旧方針、工法を決定する。その後、事業主体が所定の様式に従って箇所別に査定設計書を作成し、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出する。

⑤ 査定 ～ 事業着手

都道府県知事から提出された査定設計書に基づいて農林水産省は調査官を現地に派遣して査定を実施し、財務省の立会官が立会する。

査定においては、原則として箇所ごとに被災事実を現地において確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、かつ技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適正でない場合は訂正を行い、復旧工法及び事業費を決定する。なお、申請額が500万円未満(平成29年～令和3年までは200万円未満)の場合は、会議室等において書類のみで行う机上査定を適用することができる。

その後、査定によって決定した事業費をもって、各都道府県に対し事業費の決定通知を行い、査定設計書に基づき事業が実施される。

【災害査定の効率化】※1

大規模災害発生時、被災施設の早期復旧を支援するため、法（※2）に基づく激甚災害指定の見込みが立った時点で「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年災から運用を開始）を適用し、災害査定の効率化を図っている。

本査定方針において効率化の内容を事前にルール化することにより、迅速な適用が図られ、被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に削減することが可能となる。

[本査定方針による効率化により期待される効果]

- ・机上査定上限額の引上げ※3により、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮。
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加。（「採択保留」とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本省で行うこと。）
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化※4するため、査定資料の準備期間が短縮。

※1 災害査定効率化について詳しくは、別紙1を参照

※2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

※3 会議室等において書類のみで行う机上査定について、今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引上げている。

※4 既存図面や航空写真、代表断面図を活用することで、新たな測量、作図等を不要とすることや、被災写真も始点、終点及び全景のみの必要最低限にすることを可能としたもの。

(2) - 1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業について

我が国は異常気象や地震等による災害を受けやすく、災害復旧に要する費用は毎年膨大となっている。そのため、被災した農林水産業共同利用施設(※1)を復旧するにあたり、地方自治体や民間の経済力では復旧を適切かつ迅速に実施するのは困難なため、法(※2)に基づき、国が補助を行い、確実に復旧を行うことで、被害を受けた農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与するものである。基本補助率については、20%であるが、激甚災害に指定された場合、補助残の部分について補助の嵩上げが適用される。

復旧方針は、原形復旧が原則であり、原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合においては、これに代わるべき必要な施設の復旧を行うことが出来るものとしている。

※1 農林水産業共同利用施設とは、農林水産業倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設等を指す。

※2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

【年度別予算】 (単位：百万円)

	当初	補正
平成 29 年度	25	346
平成 30 年度	25	316
令和元年度	25	438
令和 2 年度	25	-
令和 3 年度	25	-

<主な対象施設>



農林水産物倉庫



農林水産物処理加工施設



農林水産物処理加工施設



農林水産業用生産資材倉庫



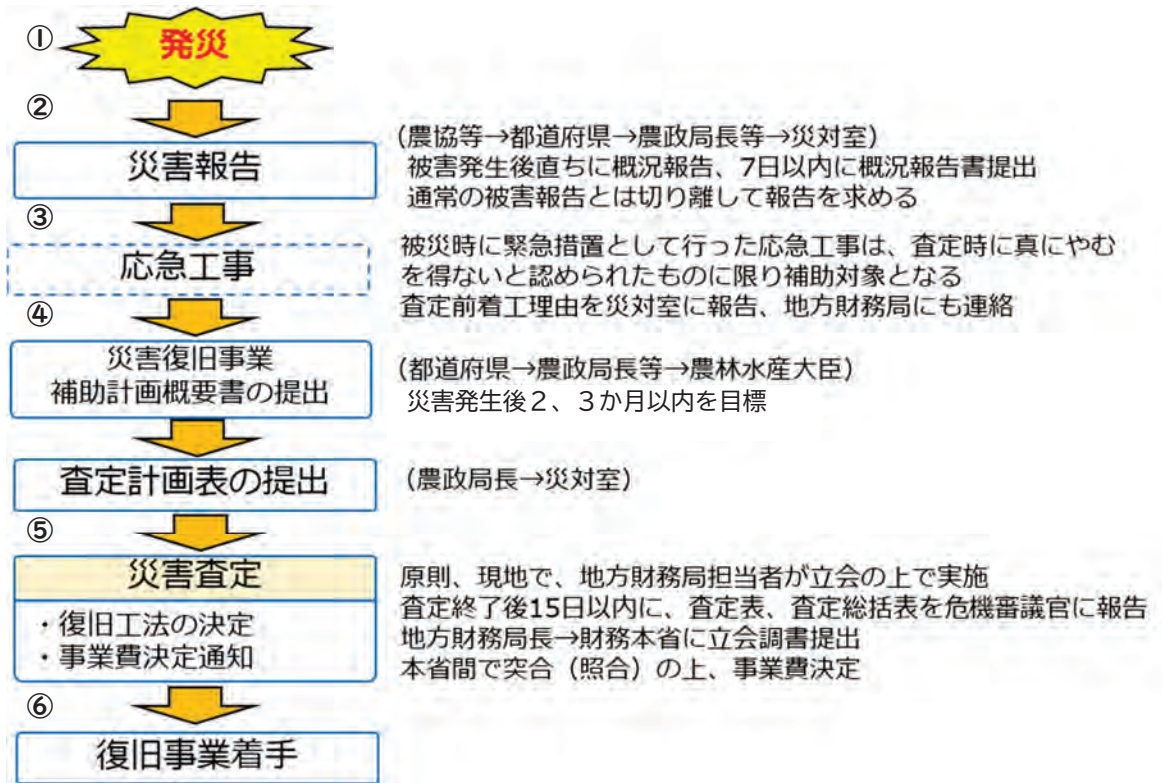
共同作業場



種苗生産施設

(2) - 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業における災害発生から復旧までの流れ

災害復旧事業を災害発生から復旧までの段階ごとに示すと、以下のとおりである。
 なお、災害の復旧工事については、災害が発生した年を含めて原則3か年度以内に完了することとしている。



① 災害発生直後

農業協同組合等の施設の所有者は、災害が発生したときは、直ちに被災箇所を調査し、資料を収集整理する（被災時の気象状況の把握、被災状況の写真撮影）。

② 災害報告（発生後1週間程度）

農業協同組合等の施設の所有者は、被災した施設名、箇所数、被害額を都道府県に報告する。

都道府県は、農業関係にあつては地方農政局長（北海道にあつては危機管理・政策立案総括審議官、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）、林業関係にあつては林野庁長官、水産業関係にあつては水産庁長官に報告する。

③ 応急工事

二次災害の防止など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体（農

業協同組合、地方公共団体等)の判断で査定前着工として応急工事を実施できる。

なお、被災時に緊急措置として行った応急工事については、査定時に真にやむを得ないと認められたものに限り補助対象となる。

④ 災害復旧事業（補助）計画概要書の提出（発災から概ね2か月から3か月以内）

都道府県は、箇所別に災害復旧事業（補助）計画概要書を作成し、災害発生後2、3か月以内を目標に農林水産大臣に提出する。

【復旧指導】

国及び都道府県は必要に応じ、事業主体に対して被災地域の調査や法令に基づいた復旧方針、復旧工法の指導・助言を行う。

【災害査定効率化】

(1) - 2⑤に記載の【災害査定効率化】と同内容であるため、9ページを参照。

⑤-1 査定

都道府県知事から提出された災害復旧事業（補助）計画概要書に基づいて農林水産省は調査官を現地に派遣して査定を実施し、財務省の立会官が立会する。

災害査定は、原則として箇所ごとに現地において被災事実を確認し、採択要件に合致するか、技術的に妥当な工法であるか等の審査を行う。

⑤-2 災害復旧事業費の決定

農林水産省と財務省は、査定調書と立会調書を照合し、農林水産大臣が事業費を決定のうえ各都道府県に対して事業費の決定通知を出す。

⑥ 事業着手

事業費の決定通知を受けた事業主体は、決定のあった災害復旧事業（補助）計画概要書に基づき事業に着手する。

(3) 災害発生時の支援

災害発生後の二次災害防止及び迅速な応急対応を図るため、速やかに MAFF-SAT (農林水産省・サポート・アドバイsteam) を派遣し、被害状況調査やポンプ貸出し等の初動対応を実施している。

1) MAFF-SAT による支援 (人的支援)

災害対応に不慣れな地方自治体を支援するため、都道府県や市町村からの要請のほか、災害の規模によっては初動対応として要請によらず農林水産省から職員を派遣 (プッシュ型) し、市町村の対応状況などの初期情報収集や査定前着工制度など活用可能な支援制度の情報提供を行っている。また、その後、支援を要する市町村等に対し、被害把握の支援、二次被害防止のための応急対策や復旧工法等の助言、指導を行うことにより、被害拡大防止と早期復旧・早期営農再開に取り組んでいる。

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries - Support Advice Team (農林水産省・サポート・アドバイsteam) の略称。

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。
また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。



2) 災害応急用ポンプの貸出しによる支援

過去の災害では農林水産省が保有する数多くの災害応急用ポンプの貸出しを行い、農地の湛水排水や営農継続のための用水確保の支援を実施している。

また、令和2年度に新たに排水ポンプ車を各農政局に配備し、各地で活用されている。

○災害応急用ポンプ等の貸出

・各地方農政局が保有管理している、災害応急用ポンプ、排水ポンプ車等の貸出



災害応急用ポンプ



排水ポンプ車

(4) 政策効果の把握の手法

当項目では災害復旧事業の流れ等について記載したが、そのうち、項目6に記載の効率性（災害査定事務等の効率化）及び有効性（災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了の状況）の観点から、下図の査定前着工制度、災害査定の効率化、災害発生時の支援については、自治体の負担軽減や早期復旧に資するとともに、自治体の体制を支援することで、被害把握や事業着工までの期間短縮に繋がることから、これらの評価が重要となる。

このことから、特にこれらの制度等に着目の上、評価対象期間内（平成29年度～令和3年度）に発生した代表的な災害における取組結果や課題について、項目9において取りまとめることにより、政策効果を把握することとする。

【自治体の負担軽減や早期復旧に資する制度等】

